

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

岩手県公安委員会

委員長 村井三郎

岩手県公安委員会規則第7号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第14条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>携帯電話等を使用した状態（携帯電話等を手で保持することなく、かつ、その映像面を注視することなく使用することができる場合を除く。）又はヘッドホン等を使用して安全な運転に必要な音若しくは声が聞こえないような状態で自転車を運転しないこと。ただし、公益上緊急やむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4)～(10) [略]</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第14条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) ヘッドホン等を使用して安全な運転に必要な音<u>又は</u>声が聞こえないような状態で自転車を運転しないこと。</p> <p>(4)～(10) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、令和6年11月1日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。